

株主各位

平成31年1月15日
東京都中央区日本橋浜町
二丁目6番6号
リフォームスタジオ株式会社
代表取締役社長 牧 和男

剰余金の配当に関する基準日設定公告

当社は、平成31年1月30日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、剰余金の配当の支払いを受けることができる株主といたしましたので、公告いたします。

以上